

議案第19号

飯能市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市空家等対策協議会条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市空家等対策協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、飯能市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、飯能市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、法<u>第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項について協議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、法<u>第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項について協議する。</p>

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十一月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）附

則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

総務大臣	鈴木 淳司
財務大臣	鈴木 俊一
国土交通大臣	齊藤 鉄夫
内閣総理大臣	岸田 文雄

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるとときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは、「同法」と「中核市」とあるのは、「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行つた場合は、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行つた場合には、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の二第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合は、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二十条に規定する業務

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第二項第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二十一条の規定による情報の提供その他の援助を行うこと。

第三条第二項第二号中「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第二項第六号」に改める。

第十九条第一項中「第二項第二号から第五号まで」を「第二項第三号から第六号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第二項第六号」に改める。

第二十二条中「第二項第二号若しくは第三号」を「第一項第三号若しくは第四号」に改める。

第二十八条中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第二項第六号」に改める。

附則第七条第六項中「第五号」を「第六号」に、「第三号」を「第四号」に改める。

総務大臣	松本 剛明
財務大臣	鈴木 俊一
国土交通大臣	齊藤 鉄夫
内閣総理大臣	岸田 文雄

参考

(抜 粹)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月十四日

内閣總理大臣 岸田 文雄

法律第五十号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)の一部を次のよつて改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 空家等の調査(第九条—第十一条)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条—第十四条)

第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条—第二十一条)

第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)

第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条—第二十八条)

第七章 雑則(第二十九条)

第八章 刑則(第三十条)

附則

第一章 総則

第一条第一項中「含む」の下に「第十四条第一項において同じ」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提

供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関

し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する

対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に

関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な

助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

3 第八条を削り、第七条を第八条とする。

第六条第二項第六号中「第十四条第一項」を「第二十二条第一項」に、「同条第九項若しくは第十項」

を「同条第三項中「定め、又はこれを変更した」を「定めた」に改め、同項を同条第十三

項とし、同条第二項の次に次の九項を加える。

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及び

その分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域内における経済的・社会的活動の促進

のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家

等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るために指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二

項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区

域として国土交通省令・総務省令で定める区域

空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

二 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

種類及び当該空家等について講導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域

内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定す

る建築物をいう。以下「この項及び第九項において同じ」とは空家等の跡地に新築する建築物をいう。)

次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四

十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定に

より読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条

第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特

例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に

規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通

行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地

の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参照して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住

民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十一第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合に

び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合に

おいて、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化

調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、

あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道

府県知事と協議しなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の

規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の

規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するとき

は、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四